

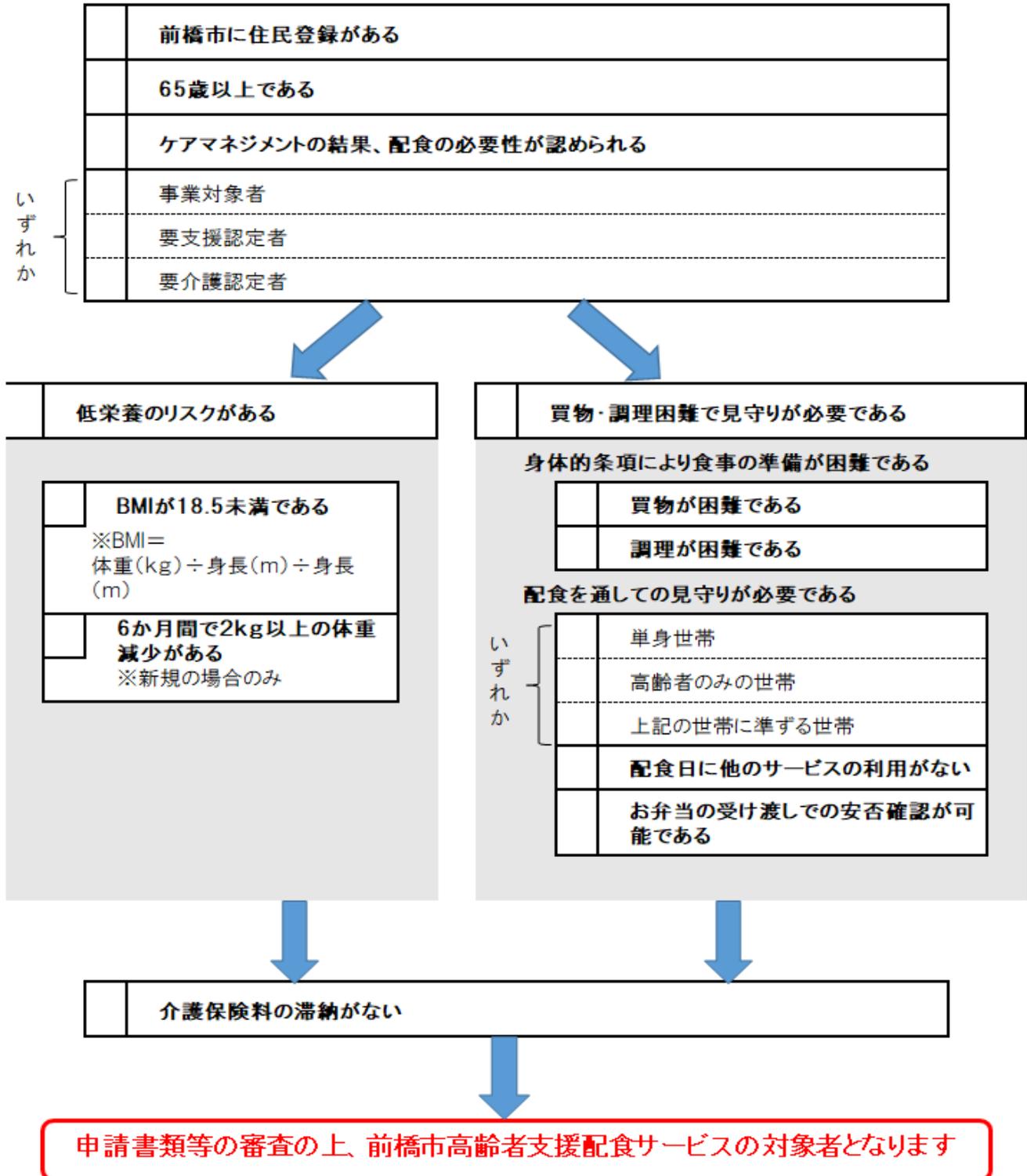
## Ⅱ. 手続きの流れ

申請する前に、該当であるか否かの判断をお願いします。

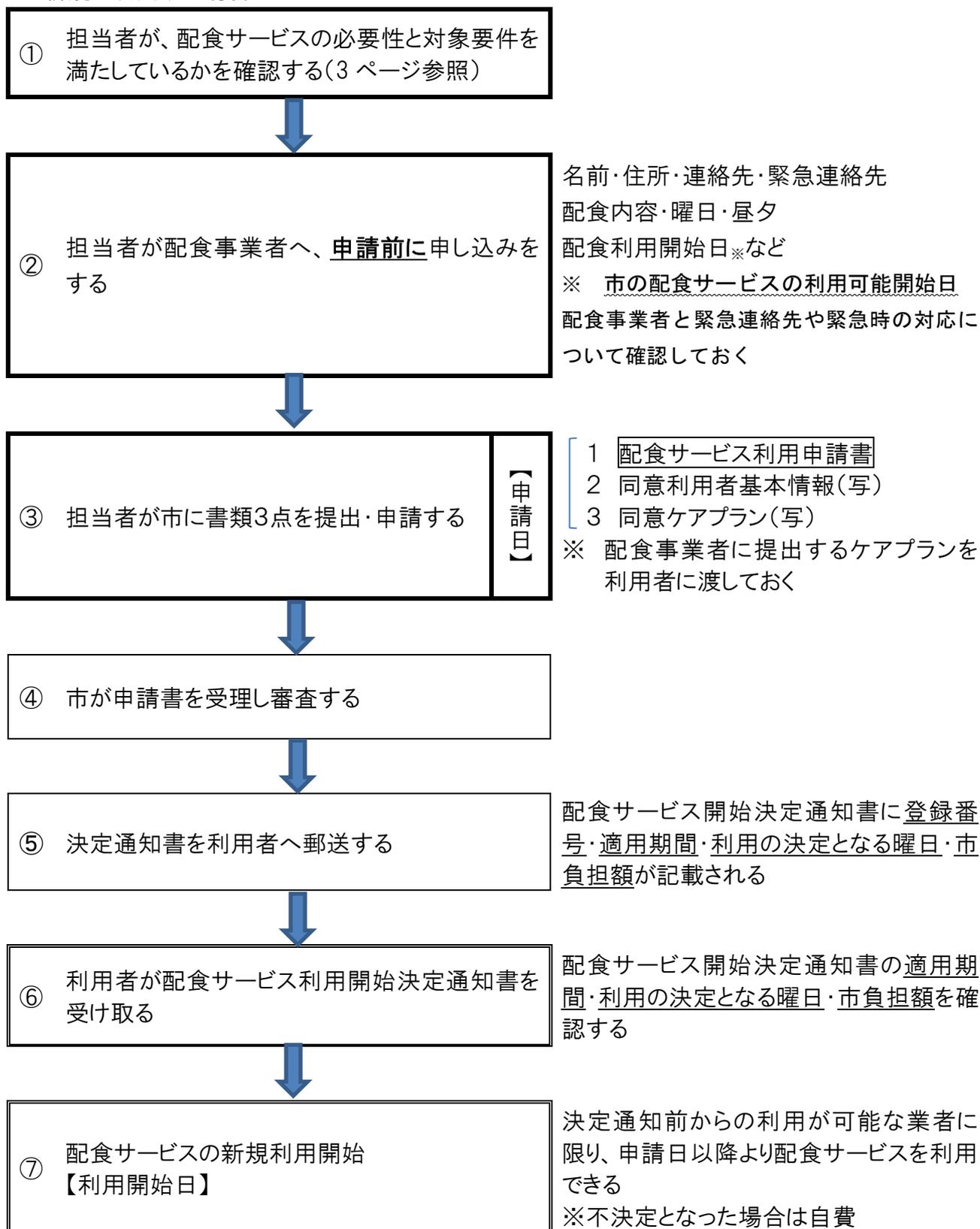


### 前橋市高齢者支援配食サービス 判断樹

☑チェックが付いた場合のみ場合のみ、矢印に進んでください。



## ア 新規に利用する場合



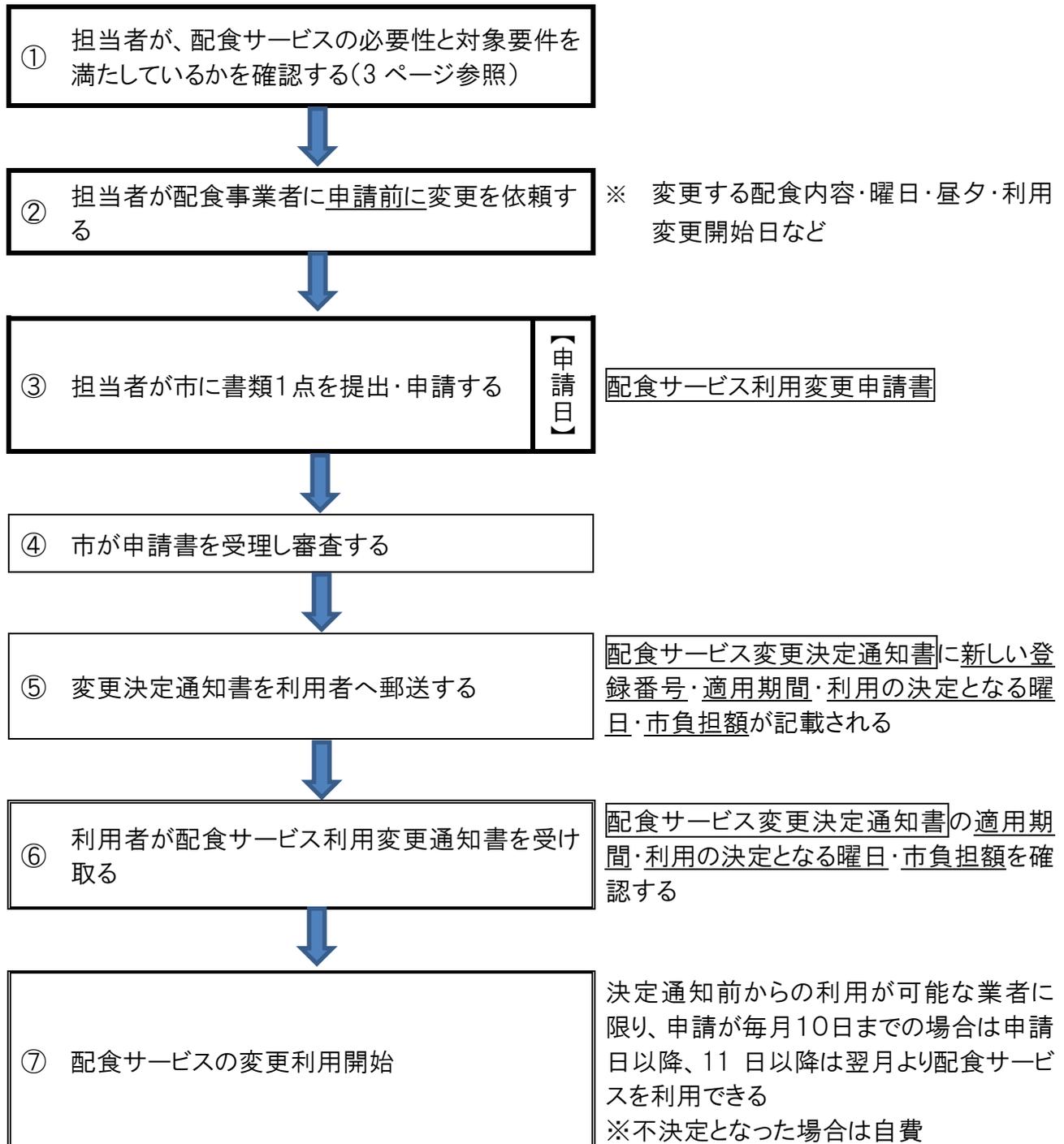
認定更新等でケアプランを再作成し配食を継続する場合は、「ウ ケアプランを再作成して継続する場合」のとおり再度申請をする。

## イ 利用内容を変更して継続する場合

### (ア)曜日、回数を変更する場合

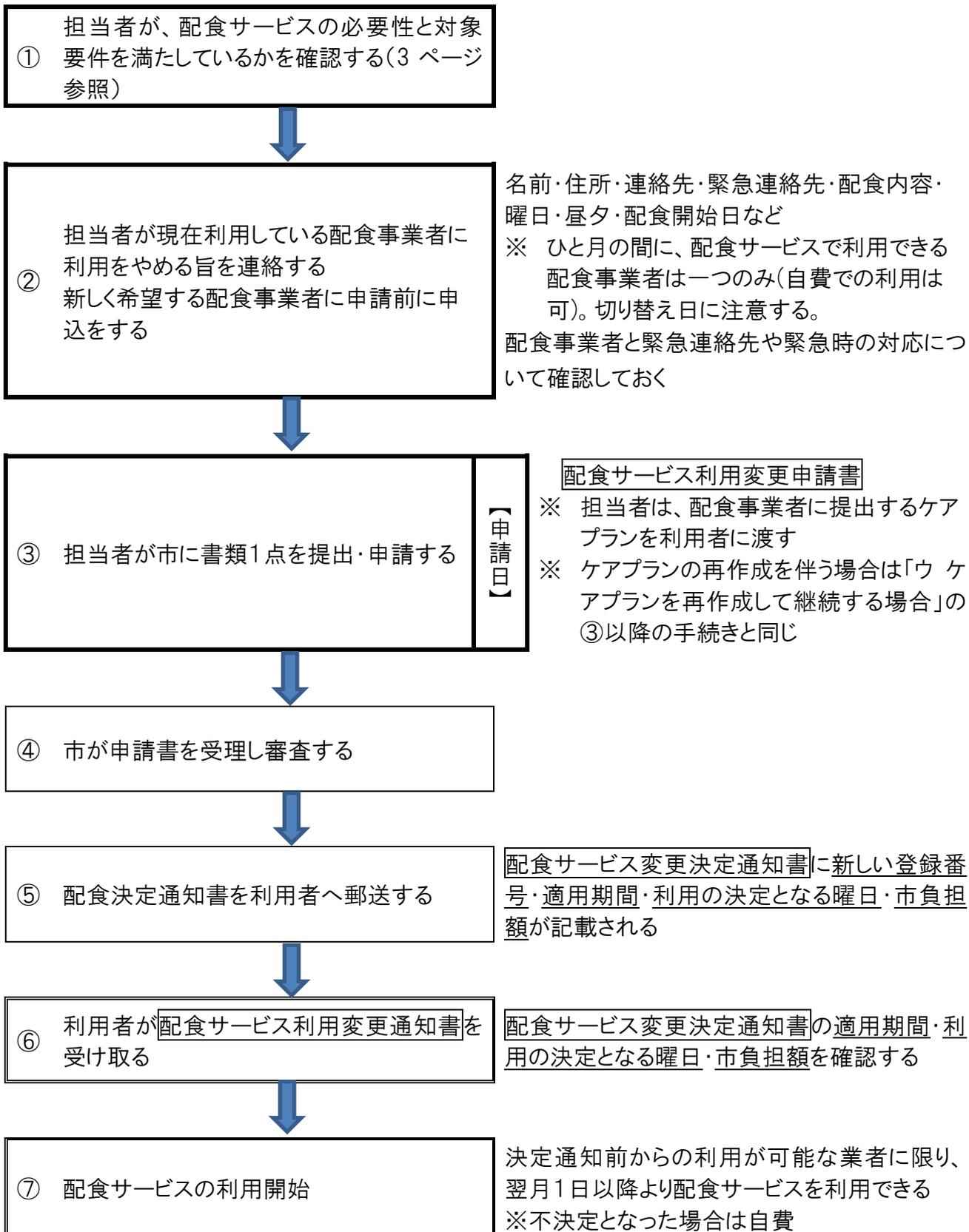
毎月10日までの変更申請については当月内からの変更利用の開始が可能、11日以降は翌月からの変更利用の開始が可能

- ※ 現行のケアプランのままで軽微な変更に当たるものをいう
- ※ 容態の変化などで、ケアプラン再作成が伴う場合は、「ウ ケアプランを再作成して継続する場合」の手続きへ
- ※ 配食の種類(例:普通食→治療食)の変更は手続きは不要です。なお、種類については事業者と利用者間で決めていただいて構いません。(変更できるのは対象メニューのみです。)

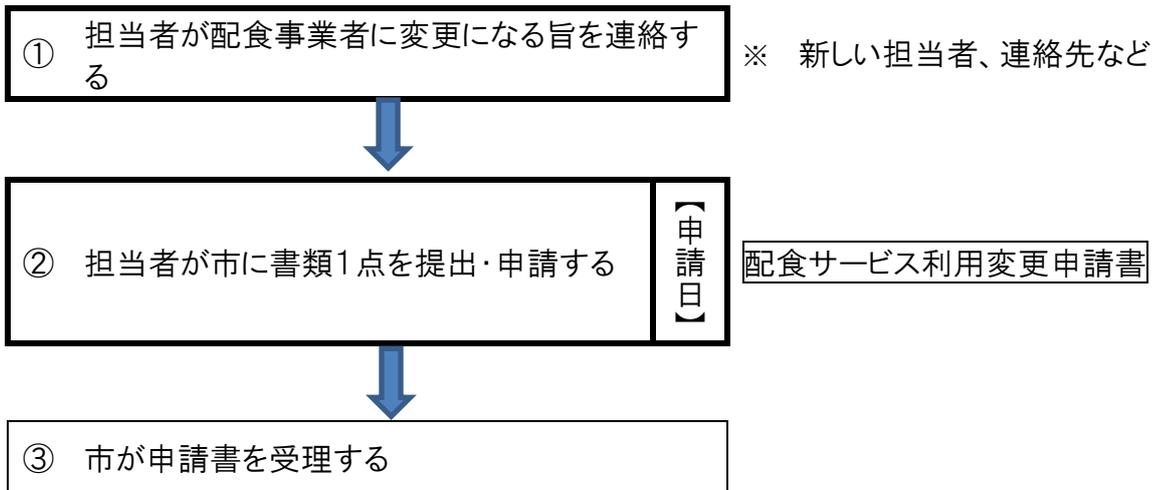


(イ)配食事業者を変更する場合

翌月からの変更となる ※ひと月に利用できる業者は1 事業者に限る



(ウ) 担当者が変更になる場合

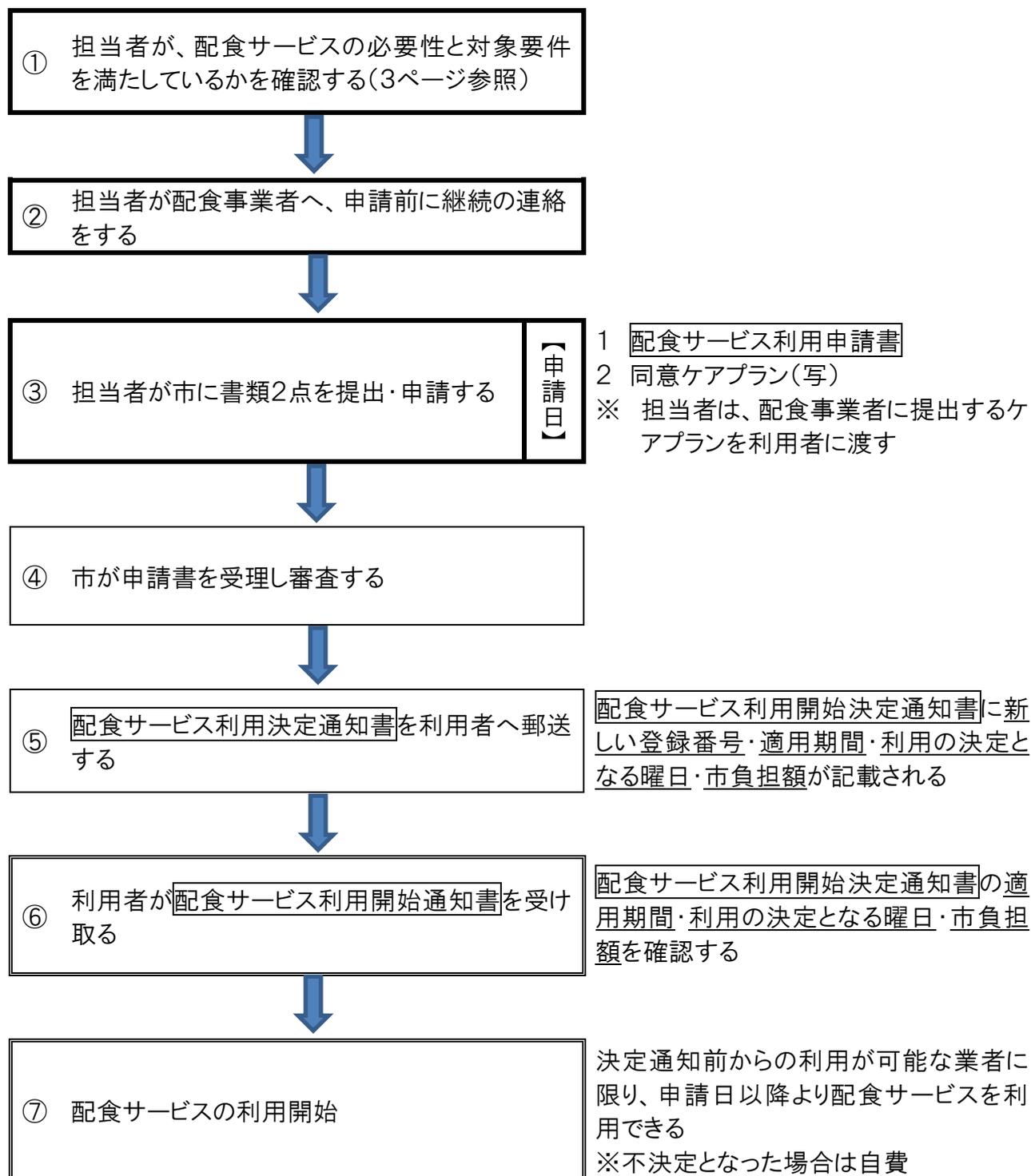


※ 新しい登録番号は付きません。

※ 決定通知はありません。

※ 利用者の状態区分(事業対象者・要支援・要介護)の変更が伴う場合は、「ウ ケアプランを再作成して継続する場合」の手続きが必要です。

## ウ ケアプランを再作成して継続する場合



## エ 利用を廃止する場合

終了を希望する場合や入院等の理由により 6 か月以上にわたって配食を利用しない場合、適用期間終了以降に利用予定がない場合は、終了の手続きをしてください

